令和3年10月11日制定

(目的)

第1条 大規模被災により生じた困難・問題を軽減・解決するため、池田町内はもとより、 道内外から駆けつけるボランティアを被災者等のニーズをもとに、必要としている 場所へ案内し、地域の復旧・復興及び被災者の自立生活を支援することを目的として その活動拠点を設置する。

(名称)

第2条 社会福祉法人池田町社会福祉協議会は、池田町災害対策本部(行政)と連携してボランティア活動の拠点を設置し、名称を池田町災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)とする。

(設置場所)

- 第3条 センターの設置場所については次のとおりとする。
 - (1) センターの事務所は、北海道中川郡池田町字西3条6丁目14番地1所在の池田町ふれあいセンター内住民活動支援ルームROCOCOとする。
 - (2) 池田町ふれあいセンターが被災し事務所が使用できない場合は、予め町と協議し決めておいた場所の提供を受け設置する。
 - (3) 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、町と協議のうえ必要な場所の提供を受け設置する。

(事業内容)

- 第4条 センターの事業内容は次のとおりとする。
 - (1) 被災者ニーズの受付や発掘と対応を行う。
 - (2) ボランティアのコーディネートを行う。
 - (3) センターは、資金、活動資機材等の調達、管理・運用を行う。
 - (4) 中長期的な被災者支援と復興に向けたプランニングを行う。
 - (5) 災害 VC 閉所の検討と生活支援(相談員)への移行を行う。
 - (6) その他会長が必要と認めた事項を行う。

(組織)センターの組織は、別表1のとおりとする。

(経費の負担)

第5条 センターの運営費は、町補助金、北海道共同募金会災害等準備金、その他(企業 や個人からの寄付金、支援Pによる支援金など)を等により賄う。

(補則)

第6条 この規程に定める事業の運営に関し必要な事項は、別に要綱等で定める。

附則

この規程は、令和3年10月11日から施行する。

別表1

池田町災害ボランティアセンター組織図

